

長寿医療制度について

長寿医療制度障がい認定について

平成20年4月からスタートした長寿医療制度は、75歳以上の方が対象となり加入していただいています。平成20年3月までの老人医療制度と同じく、65歳以上75歳未満の方で、寝たきり等一定の障がいがあると認定を受けた場合、長寿医療制度へ加入することが出来ます。認定を受けた方は、その認定を受けた日から対象となり、それまで加入していた国民健康保険、協会けんぽ、共済組合などから長寿医療制度に移ることになります。

一定の障害の基準とは・・・



一定の障がいの基準とは、具体的に、障がい基礎年金の支給要件と同様の障がい状態に該当している方となります。

加入の際には、住民生活課へ



加入する場合は、申請手続きが必要となります。また、加入の際には、病院など医療機関の窓口で支払う自己負担の割合（65歳～69歳は3割、70歳以上は1割）、保険料の額等の比較も必要ですので、役場住民生活課住民係に照会をお願いします。

【届出に必要なもの】

保険証 + 国民年金証書
+ 医師の診断書
+ 身体障がい者手帳等
+ 印かん

「一定の障害要件について」

- ・ 国民年金の障害基礎年金 1、2級
- ・ 身体障がい者手帳 1～3級、4級で著しい障がいを有する方
- ・ 精神障がい者保健福祉手帳の1、2級
- ・ 療育手帳 A

問い合わせ先 住民生活課 住民係 ☎73 - 1415 鳥取県後期高齢者医療広域連合 ☎(0858)32 - 1097

年金について お知らせです

「ねんきん定期便」が

4月から送付スタート!!

社会保険庁では、国民年金・厚生年金の現役加入者のみなさまに「ねんきん定期便」を毎年誕生月にお送りします。「ねんきん定期便」は、これまでの年金加入期間や保険料納付実績などの年金記録の定期的な確認と、年金制度に対する理解を深めてもらうことを目的として今年4月から送付がはじまりました。

「ねんきん定期便」が届いたら・・・

「ねんきん定期便」は、被保険者に直接届きます。お手元に届いたら加入記録を確認し、もれや間違いがある場合は、同封の「年金加入記録回答票」に記入して必ず返送してください。

なお、ご不明な点につきましては、「ねんきん定期便専用ダイヤル」0570・058・555までお問い合わせいただくか、今年度も月に1回中央公民館にてねんきん相談窓口を開設しますのでそちらをご利用ください。（5月は18日です。）

問い合わせ先 住民生活課 住民係 ☎73 - 1415 鳥取社会保険事務所 ☎27 - 8311